

国立研究開発法人農業生物資源研究所研究費の運営・管理規程

27農生研第20150512005号

平成27年 6月 1日

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人農業生物資源研究所（以下「研究所」という。）における研究費（研究所において管理する全ての研究資金をいう。以下同じ。）の運営・管理について、必要な事項を定めることにより、研究費の適正な取扱いを図ることを目的とする。

(最高管理責任者)

第2条 研究所全体を統括し、研究費の運営・管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置く。

2 最高管理責任者は、理事長をもって充てる。

3 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。さらに、研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対する行動規範を策定する。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って研究費の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(統括管理責任者)

第3条 最高管理責任者を補佐し、研究費の運営・管理について研究所全体を統括する責任及び権限を有する者として、統括管理責任者を置く。

2 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者として、次の各号に示す研究所全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を定期的に最高管理責任者に報告する。

一 研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に、自らのどのような行為が不正に当たるのかをしっかりと理解させるため、コンプライアンス教育（研究所の不正対策に関する方針及びルール等）を実施する。

二 実施に際しては、受講者の受講状況及び理解度について把握する。

三 これらの内容を遵守する義務があることを理解させ、意識の浸透を図るために、研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、受講の機会等に誓約書の提出を求める。

3 統括管理責任者は、理事のうちから理事長が指名する者をもって充てる。

(コンプライアンス推進責任者)

第4条 研究所の研究費の運営・管理について責任及び権限を有する者として、コンプライアンス推進責任者を置く。

2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、研究所における対策を

実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。また、構成員の研究費の執行・管理の状況を確認し、必要に応じて改善を指導するなど、不正行為を防止するよう努める。

3 コンプライアンス推進責任者は、統括研究主幹をもって充てる。

(コンプライアンス推進副責任者)

第5条 コンプライアンス推進責任者を補佐する者として、コンプライアンス推進副責任者を置く。

2 コンプライアンス推進副責任者は、センター長、領域長、及び、その他必要に応じ理事長が指名した者をもって充てる。

(相談窓口)

第6条 研究所における研究費の使用に関するルール及び事務処理手続き等について、研究所内外からの相談を受け付ける窓口（以下「相談窓口」という。）を置く。

2 相談窓口は、研究企画調整室研究調整チームとし、相談窓口に関する仕組みについて、研究所のホームページ等により公表するものとする。

(不正防止計画)

第7条 最高管理責任者は、不正を発生させる要因に対応する具体的な不正防止計画を策定し、国立研究開発法人農業生物資源研究所コンプライアンス・リスク管理委員会規程（20農生研第101503号）第1条に規定するコンプライアンス・リスク管理委員会において審議するものとする。

2 不正防止計画は、優先的に取り組むべき事項を中心に、明確なものとするとともに、モニタリングの結果やリスクが顕在化したケースの状況等を活用し、定期的に見直しを行う。

3 最高管理責任者は、自ら不正防止計画の進捗管理に努めなければならない。

(不正防止推進担当者)

第8条 不正防止を推進し、研究所全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するため、不正防止推進担当者を置く。

2 不正防止推進担当者は、統括総務主幹をもって充てる。

(不正行為通報等窓口)

第9条 研究所における研究費の不正行為について、研究所内外からの通報及び申立て（以下「通報等」という。）を受け付ける窓口（以下「不正行為通報等窓口」という。）を置く。

2 不正行為通報等窓口は、国立研究開発法人農業生物資源研究所研究倫理規程（18農生研第020106号。以下「研究倫理規程」という。）第5条第1項及び第2項に規定する窓口とする。

3 不正行為通報等窓口は、研究費の不正行為の通報等に関する仕組みについて、研究所

のホームページ等により公表するものとする。

- 4 不正行為通報等窓口は、研究費の不正行為の通報等を受けたときは、速やかにその旨を最高管理責任者及び不正防止推進担当者に報告しなければならない。
- 5 最高管理責任者は、前項の報告を受けたとき又は必要と判断するときは、研究倫理規程に規定する予備調査委員会又は本規程に基づいて別途設置された調査委員会に調査を指示するものとする。最高管理責任者は、必要に応じ、これらの委員会双方に調査を指示することができる。
- 6 通報等を受け付けた場合は、通報等の受付から30日以内に、告発等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関に報告する。
- 7 研究所は、単に通報等をしたことを理由に通報者等に対し不利益となる取り扱いを行わないものとする。

(調査委員会)

- 第10条 最高管理責任者は、必要と判断するときは、調査委員会を設置することができる。
- 2 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査する。
 - 3 被通報者等が所属する研究機関は、必要に応じて、被通報者等の調査対象となっている者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずることとする。
 - 4 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定する。
 - 5 主務省等への報告及び調査への協力等
 - 一 研究所は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について主務省等に報告、協議しなければならない。
 - 二 通報等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する。
 - 三 また、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、主務省等に報告する。
 - 四 上記のほか、主務省や配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関等に提出する。
 - 五 また、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。
 - 6 調査委員会は、研究費の取扱いに関する調査のほか、最高管理責任者が諮問する事項に関して調査、審議を行い、その結果を最高管理責任者に報告するものとする。
 - 7 調査委員会は、委員若干名から組織する。調査委員は、その半数以上は外部有識者で構成されるものとし、最高管理責任者が指名するものとする。全ての調査委員は通報者等及び被通報者等と直接の利害関係を有しないものでなければならない。
 - 8 調査委員会には委員長を置き、最高管理責任者が指名するものをもって充てる。

9 調査委員会は、委員長が招集する。

10 調査委員会の事務は、統括総務主幹が行う。

(不正行為に係る懲戒等)

第11条 最高管理責任者は、前条第6項により不正行為の報告を受けたときは、不開示に合理的な理由がある部分を除き、調査結果を公表するものとする。

2 不正行為が確定した場合の懲戒等については、国立研究開発法人農業生物資源研究所における職員の懲戒等に関する規程（18農生研第040138号）等に基づき処分を講ずるものとする。

(内部監査)

第12条 研究費の適正な運営・管理のため、監査・コンプライアンス室は、次の各号に掲げる事項に留意して内部監査を実施するとともに、監事及び会計監査人と協力し、効果的・効率的かつ多角的な監査を実施するものとする。

一 会計書類の形式的要件等のチェックのほか、研究費の運営・管理体制の不備について検証を行う。

二 不正防止推進担当者との連携を強化し、不正発生要因に応じた内部監査を実施する。

(雑則)

第13条 この規程に定めのない事項は、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年10月1日付け19農会第706号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知）等による他、理事長が別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成27年6月1日から施行する。